

長岡京市内の周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の取扱いについて

あなたが、開発（土木工事等）を計画されている場所は、文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）「長岡京跡・
・
」にあたります。

遺跡のある地域で、建設工事や土木工事等を行う場合は、工事開始の60日前までに文化財保護法第93条第1項または第94条第1項に基づく届出（通知）が必要です。

○ 提出書類と部数

- 1 長岡京市埋蔵文化財調査指導表 <<1部>>
- 2 埋蔵文化財発掘の（届出・通知）について <<各2部>>
 - 添付図面 位置図 [付近見取り図・住宅地図可・縮尺1/2500程度]
 - 平面図 [土地・建物（2階以上の平面図は不要）]
 - 立面図
 - 基礎断面図 [小規模個人住宅等で設計図が作成されていない場合は、
立面図に加筆]
 - 基礎伏図

○ 提出先

長岡京市教育委員会文化財保存活用課（長岡京市役所7階）

住所 長岡京市開田一丁目1番1号

電話 075-954-3557（直）

○ 提出後の埋蔵文化財の調査方法

調査方法は「京都府内における発掘調査等の取扱い基準」[平成12年4月1日付け京都府教育委員会通知]「長岡京市まちづくり条例施行規則」並びに長岡京市埋蔵文化財調査に関する基準等に基づき、下記の通り調査を実施いたします。なお、建物以外の地下埋設物を含む開発行為は、地下埋設物の区域も調査対象とします。

1 立会調査

（埋蔵文化財の状況を現地で確認するため、開発工事の際に職員が立会う調査）

- a. 掘削面積が概ね200㎡未満の狭小な開発（住宅建設・切土等）。

ただし、200㎡未満の開発であっても古墳、土塁、堀跡等地表面に顕在している遺跡に影響を及ぼす場合は発掘調査になります。また、盛土等の厚さが2～3m以上の場合は、発掘調査になることがあります。

- b. 線掘工事の場合（ガス管理設・既設道路での工事）。

- c. 道路の拡幅・改修の既存道路部分（道路拡幅部分が3m以下の場合を含む）。

2 発掘調査

（現地で保存できない場合、記録保存を前提に開発の前に行う調査）

- a. 建築面積（または切土面積）が200㎡以上の開発。

ただし、次の条件をすべて満たす場合は立会調査になる可能性があります。

- ① 遺構との間に30cm以上の保護層（工事に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層）が確保される場合。

- ② 柱状改良の平断面積の総和が建築面積の5%未満におさまる場合。

- b. 宅地造成等で道路を新設する場合（道路の回転部分も含む）の道路部分。

○ 発掘調査面積と調査費用について

1 発掘調査面積

- a. マンション等の建物は建築面積の60%をまず始めに発掘します。
- b. 新設道路は4m幅で道路延長分を対象とします。

なお、重要な遺構等が発見された場合、建物は建築面積の全域、道路は道路幅全域が発掘調査の対象となります。

2 調査費用

参考：発掘調査面積 1㎡あたり 23,000円+税

ただし

調査費用は届出後、見積書を作成します。

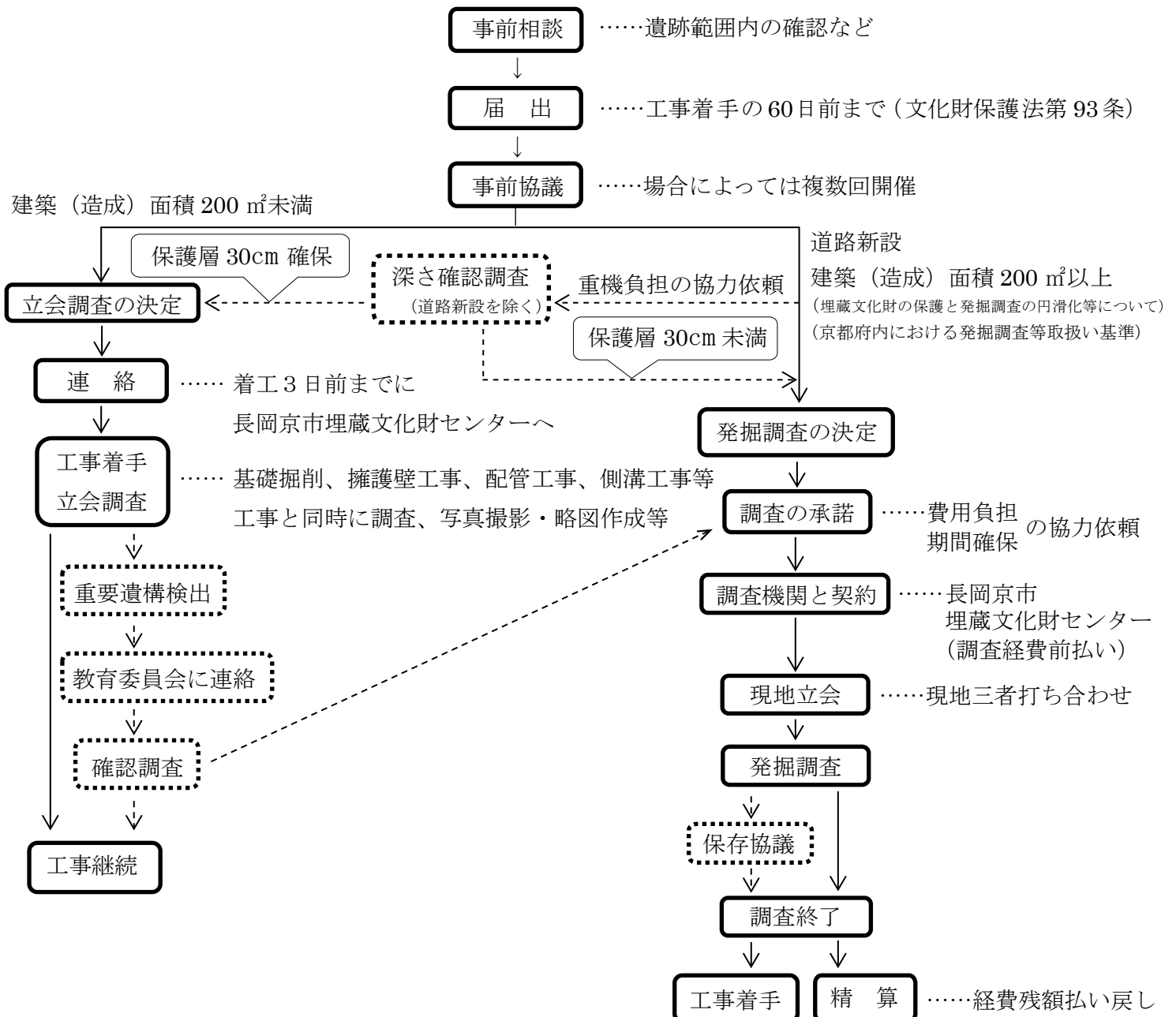
急傾斜地や土置場が確保できない場合など、調査環境によって別途費用がかかる場合があります。

調査費用に埋戻し費用は含まれません。埋戻しを希望される場合は別途費用がかかります。

調査面積が500㎡を超える場合は調査開始まで数ヶ月から半年程度をお待ちいただくか、別途費用が必要な場合があります。

調査費用は調査終了後に精算します。

※ 盛土が厚く文化財の深度が不明な場合や遺跡の境界付近などでは、範囲確認のため試掘調査を実施する場合があります。この試掘調査の結果、埋蔵文化財が掘削工事で破壊されることが判明した場合は発掘調査となります。



(様式2)

※提出者等において、本書類に発番を必要とする場合は記入

第 号

※提出日を記入 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

※本土木工事等の主体者〔施主〕の住所・氏名を記入

※法人・団体等にあつては、その所在地・名称・代表者名

住 所

※「建築確認申請」等、本市の建築関係部局に本土木工事に関し所定の書類を提出している場合は同一人とする。

氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいの

で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・94条第1項〕の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

個人等民間右記以外

〔国、公社公団等〕



別記2

※個人・法人・企業等 ※国等公共団体・公社・公団

93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)

京都府処理欄	教文第 号の	令和 年 月 日
1 所在地	京都府 長岡京市 (※土木工事を実施する所在地を正確に記入。事前協議や建築確認申請の所在地と同一記入すること。)	
2 面積	工事(建築)計画面積 m ²	敷地面積 m ²
3 土地所有者	氏名等 (※届出・通知者と異なる場合、住所・氏名を正確に記入すること。)	
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡(※不明の場合は提出時に窓口でお問い合わせ下さい。)	
遺跡の名称	長岡京跡 (※遺跡名を記入。不明の場合は提出時に窓口でお問い合わせ下さい。)	員数 (※遺跡の数を記入。不明の場合は提出時に窓口でお問い合わせ下さい。)
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他() (※所在地の地目を○で囲む。)	
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他() (※遺跡の時代を○で囲む。不明の場合は提出時に窓口でお問い合わせ下さい。)	
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 タム 学校建築 集合住宅 個人住宅 工場 個人住宅兼工場又は店舗 店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 (※土木工事の内容を○で囲む。該当しない場合は、 その他の()欄に該当内容を記入。 その他農業関係(農道等を含む) 工砂採取 その他開発()	
工事の概要	木造 鉄骨 (※土木工事の内容を記入。 (例① ○○構造、○階建 例② 造成：切土○m、盛土○m、地盤改良の有無など) ・盛土(最大) GL + m	
6 工事主体者	氏名: 住所: (届出・通知者と同じ氏名住所を記入)	
7 施工担当者	氏名: 住所: (※工事を実施する建築会社の氏名・住所を記入。建築会社等が未定の場合は、設計者氏名・住所、地方公共団体等にあつては、当該土木工事の担当課及び担当者の名称・氏名・住所を記入。)	
8 着手期間	(※当該土木工事を実施しようとする期間を記入。事前協議や建築申請に記入した期間と同じにすること。未定の場合は、「未定」(予定でも可又は初旬、中旬、下旬標記でも可)。	
10 参考事項	(※当該土木工事の実施に際して文化財当局よりの問い合わせや各種の送付文書を郵送する場合の連絡先：住所・氏名・電話番号等	
指導事項	発掘調査	工事立会 慎重工事 その他()
起 案	決 裁	発 送 引 継

【注意事項】 ①太線内は届出者が記入。 ②遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○囲み、該当項目のない場合は()内に記入。